

1 県税の特別措置に係る課税免除等の状況

(1) 県税の特別措置の概要

(ア) 対象税目と特別措置の内容

- ① 事業税 …… 一適用設備につき3事業年度について課税免除
- ② 不動産取得税 …… 一適用設備である家屋とその敷地である土地の取得について課税免除又は不均一課税
- ③ 固定資産税 …… 一適用設備となる償却資産につき3年度について課税免除又は不均一課税

(イ) 根拠条例及び根拠法律

- ① 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(企業立地条例)
…… 企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地法)
- ② 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(過疎条例)
…… 過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)
- ③ 山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(農工条例)
…… 農村地域工業等導入促進法(農工法)

(ウ) 特別措置の内容

対象税目	企業立地条例	過疎条例	農工条例
事業税	(対象外)	課税免除	課税免除
不動産取得税	課税免除	課税免除	課税免除
固定資産税	課税免除	課税免除	課税免除

(エ) 特別措置の実績

平成 22 年度

(単位:千円)

種別		事業税	不動産取得税	固定資産税	計
企業立地条例	課税免除	0	150,805		150,805
	減収補填	0	113,104		113,104
過疎条例	課税免除	771	0		771
	減収補填	578	0		578
農工条例	課税免除	△67,944	6,675		△61,269
	減収補填	△50,958	5,007		△45,951
計	免除額等	△67,173	157,480		90,307
	減収補填	△50,380	118,111		67,731

※ 減収補填の額は、平成 22 年度基準財政収入額から控除する額として総務省へ報告した値である。

(2) 課税免除・不均一課税の対象地区及び対象期間

平成23年12月末現在

適用条例	課税免除・不均一課税の対象地区	対 象 期 間
企業立地条例	県下全域	H20. 2. 1 から5年以内
過疎条例	山梨市(旧牧丘町区域・旧三富村区域) 笛吹市(旧芦川村区域) 鰍沢町 早川町 身延町 南部町 南アルプス市(旧芦安村区域) 北杜市(旧須玉町区域・旧白州町区域・旧武川村区域) 道志村 小菅村 丹波山村 甲州市(旧大和村区域) 富士河口湖町(旧上九一色 村区域) 甲府市(旧上九一色村区域) 市川三郷町 ※6市6町3村	H12. 4. 1~H25. 3. 31 過疎条例第2条
農工条例	(工業等導入地区のうち知事又は市町村長が指定した地区) (注1) 知事指定 : 県が実施計画を定めた地区 身延町身延基幹工業団地 峡南地域中核工業団地 北杜市(須玉地区・ 高根地区) 峡北地域中核工業団地 南アルプス市甲西工業団地 市町村長指定 : 市町村が実施計画を定めた地区 笛吹市御坂地区 八代地区 甲府市中道地区 市川三郷町三珠地区・ 六郷地区 南部町富沢地区 中央市豊富地区 南アルプス市八田地区・ 白根地区 北杜市武川地区 韮崎市韮崎地区 ※16地区9市町村	~H21. 12. 31 ※農工条例第2条 ※地区指定期限は下表の とおり (注2)

(注1) 地区指定の要件は次のとおりである。

○地区の面積が2ヘクタール以上であること。

○基準日の属する前3年度内の財政力指数が0.4 (地区面積が20ヘクタール以上の場合は0.6)未満の市町村の地区であること。

(注2) 地区指定期限が平成21年12月31日以後に到来する場合であっても、農工条例の対象期間は既に満了しているため、同条例の課税免除の対象となるものは、平成21年12月31日までに取得したものに限られる。

対象地区の地区指定期限等は次のとおりである。

(知事指定)

市町村	地区名	実施計画 策定日	地区指定 期 限
南アル プス市	甲西工業団地	S47. 4. 3	H19. 4. 21 当分の間延長
身延町	身延基幹工業団地	S48. 3. 31	H25. 3. 30
	峡南地域中核工業団地		
北杜市 (須玉地区・ 高根地区)	峡北地域中核工業団地	S57.11. 8	H24.11. 7

(市町村長指定)

市町村	地区名	実施計画 策定日	地区指定 期 限
韮崎 市	韮崎地区	S47. 3. 30	H19. 3. 29 ※当分の間延長
笛吹 市	御坂地区	S47. 3. 30	H24. 3. 29
甲府 市	中道地区	S47.11.30	H19.11.29 ※当分の間延長
市川三郷 町	三珠地区	S48. 3. 15	H25. 3. 14
	六郷地区	S48. 3. 14	H25. 3. 13
南部 町	富沢地区	S58. 3. 30	H25. 3. 29
中央 市	豊富地区	S58. 4. 1	H20. 3. 31 ※当分の間延長
南アル プス市	白根地区	S60. 1. 18	H22. 1. 17
	八田地区	S60. 5. 24	H22. 5. 23
北杜 市	武川地区	S63. 3. 28	H20. 3. 27 ※当分の間延長